

## 平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-7(政策3-施策③))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	道州制特区の推進					
施策の概要	道州制特区は、将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体(現在は北海道のみ)からの提案を踏まえ、国からの事務・事業の移譲等を進めていく仕組みであり、道州制特別区域計画に基づく広域行政の推進状況等のフォローアップ調査等を行っている。					
達成すべき目標	道州制特区の着実な推進により、関係行政機関との連携を深め、実施状況調査等を行い、道州制導入に向けた国民的議論の進展を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1	1	1	1
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	1	1	1	1
執行額(百万円)	0	0	0	0		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	①国から権限移譲された事務・事業の合計(累計)件数	基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		10件	10件	10件	10件	10件	10件	10件以上	
	年度ごとの目標値	-	-	-	10件以上	10件以上	-	-	
	②制度の評価の実施	-	施策の進捗状況(実績)				目標	達成	
		-	実施				27年度 実施	達成	

	(各行政機関共通区分)	目標達成	<p>指標①については、本法に基づく事務・事業の権限移譲件数としては10件から増加していないものの、今回の評価期間中(平成26~27年度)に北海道から提出された提案は、提案の趣旨に沿った措置(実務上の対応等)を講じる等の対応がなされたことから、達成とした。なお、本制度に基づく権限移譲は、特定広域団体(現在は北海道のみ)からの自発的な提案に基づいて行うものであり、本施策の取組のみで進展するものではない。また、フォローアップ調査等により、これまでに移譲された事務・事業の成果や課題を継続的に把握し必要な対応を行うとともに、権限移譲措置を継続する必要性について検討しているところであり、こうしたフォローアップが移譲した事務・事業の円滑な実施及び北海道が新たな提案を行いやすい環境の整備に寄与していると考えられる。</p> <p>測定指標②については、平成27年度に道州制特別区域基本方針に基づく評価を実施した。</p>
目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)		

評価結果	施策の分析	<p>測定指標①については、特定広域団体である北海道からの提案に対して検討を行う仕組みであり、本評価期間中に行われた提案に対しては、全国的に措置するものや現行制度内での対応を行うもの、引き続き検討を行うなどとされたものとなっているため、国から権限移譲された事務・事業の合計件数は増加していない。</p> <p>なお、北海道以外の地域については、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第2条において、「道州制特別区域」として「三以上の都府県の区域の全部をその区域に含む都道府県」が規定されているが、それには三以上の都府県が合併し単一の都道府県になる必要があるが、現時点においてそのような事例はない。</p> <p>測定指標②については、道州制特別区域推進本部(H28.2.5)において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定広域団体である北海道から、6次にわたり計32の提案を受け、事務の移譲((例)商工会議所に対する監督の一部を移譲した。)や全国的な措置((例)地方自治法を改正し「ふるさと納税」のコンビ二収納を可能とした。)、実務上の対応((例)建築基準法に基づく構造方法等の認定申請を郵送でも可能とした。)といった措置が講じられており、地方分権の推進や特定広域団体の自主性及び自立性の向上並びに行政の効率化に寄与している</li> <li>・提案に当たっては、北海道が道民からの意見募集を行っていることから、道民自ら参加する機運醸成に一定の役割を果たしていると考えられ、自立的な発展に寄与している。</li> </ul> <p>と評価され、更なる権限移譲を進めることで、大きな成果につながる可能性があることから、制度の継続について確認された。</p> <p>(有効性、効率等)</p> <p>目標への達成手段である、移譲した事務・事業等のフォローアップ調査は毎年度実施しており、これまで北海道が実施していた事務・事業と一体的に行うこと((例)開発道路に係る国の直轄事業である改良工事(開発道路5路線の事業)を北海道に移譲し、北海道が維持管理と一括して実施できるようになった。)により効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の標準処理期間の短縮化((例)鳥獣保護管理法に基づく危険猟法(麻醉薬の使用等)の許可を国から移譲し、鳥獣捕獲の許可権限の窓口を北海道に一本化した。)といった利用者の利便性向上に資する取組が行われていることを確認している。道州制特区により移譲された事務の成果や課題を把握することは、今後の施策の推進の参考とする上で有効であると考えられる。</p> <p>(課題等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務・事業の移譲に伴う財源措置の手法として、統一的なルールが確立されておらず、北海道からは、移譲された事務による、北海道の財政負担や事務量の負担が大きいとの指摘もある。</li> <li>・測定指標①について、事務・事業の移譲件数は、北海道が自発的に行う提案に基づき政府が移譲を要すると判断された場合に増加することとなる。これまでは、定量的である等の理由から権限移譲件数を測定指標として用いていたが、権限移譲件数は本施策の取組のみで増加するものではなく、本施策として国が担う役割に係る成果を明確に測り難い状況を生じている。移譲した事務についての成果や問題の有無等、フォローアップにより改善が見込める指標とすべきであった。</li> </ul>
	次期目標等への反映の方向性	<p><b>【施策】</b></p> <p>道州制特区の着実な推進により、道州制導入に向けた国民的な論議の進展を図るという「達成すべき目標」を維持し、引き続き道州制特区を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道の権限移譲等に関する提案と、提案に対する国における検討がスムーズに行えるよう、北海道をはじめとする関係機関との連携を深めて取り組んで参りたい。</li> <li>・北海道から意見のあった、移譲事務による財源や事務量の増加等の課題については、今後、新たに事務等を移譲する場合に、必要な措置及び支援を検討する。</li> <li>・今後もフォローアップ調査を実施し、事業の効果や影響を把握しながら、制度評価を実施する。</li> </ul> <p><b>【測定指標】</b></p> <p>平成28年度からは、移譲した事務・事業のうち、特定広域団体が成果を出していると評価している事務・事業の割合を測定指標とし、目標が達成されなかったときに評価を実施する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	—
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○広域行政の推進 <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/doushuu/siryoushu.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/doushuu/siryoushu.html</a>
---------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者名	参事官 渡邊 輝	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-----------------	--------	----------	----------	---------

# 平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-9(政策3-施策⑤))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)					
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間資金等活用事業の推進を図るため、民間資金等活用事業に関する情報収集、整理、提供を定期的に実施。</li> <li>国、地方とも財政状況の厳しい中で、地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業の案件形成支援を実施。</li> </ul>					
達成すべき目標	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針を踏まえた民間資金等活用事業の一層の推進					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	97	100	140	169
		補正予算(b)	△ 1	△ 2	△ 1	
		繰越し等(c)	—	—	—	
		合計(a+b+c)	96	98	139	
執行額(百万円)	82	65	122			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)</li> <li>日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)</li> <li>PPP/PFI推進アクションプラン(平成28年5月18日PFI推進会議決定)</li> </ul>					

測定指標	PFI事業件数 <sup>※1</sup>	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		446件	—	—	446件	489件	527件	対26年度比増	
	年度ごとの目標値		—	—	—	対25年度比増	対26年度比増		
	<sup>※1</sup> 当該年度までに実施方針を公表している事業(内閣府調査により把握している事業に限り、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業を除く。)の数(累計)								
地方公共団体へのPFI専門家派遣件数 <sup>※2</sup>	基準値	実績値					目標値	達成	
	25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成	
	34件	—	—	34件	25件	49件	対26年度比増		
年度ごとの目標値		—	—	—	対25年度比増	対26年度比増			
<sup>※2</sup> PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ及び経験を持つ専門家を当該年度に派遣した件数									

参考指標	PFI事業費 <sup>※3</sup>	実績値						
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
		3.8兆円	4.2兆円	4.3兆円	4.5兆円	4.9兆円		
<sup>※3</sup> <sup>※1</sup> の事業のうち当該年度までに公共負担額が決定した事業の当初契約金額(内閣府調査により把握しているものに限る。)の合計額(累計)								

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) 「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(平成25年6月6日PFI推進会議決定)、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」(平成26年6月16日同会議決定)等に基づく施策を着実に推進した結果、測定指標である「PFI事業件数」及び「地方公共団体へのPFI専門家派遣件数」について目標を達成しており、かつ、参考指標である「PFI事業費」について着実に拡大しているため。

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性) 平成26年度実施施策に係る政策評価書において、PFI事業の大半を実施している地方公共団体への支援を強化し案件形成につなげていくこととしたことを踏まえ、平成27年度の事前分析表に記載の達成手段である「民間資金等活用事業調査等に必要な経費」を用い、地域の案件形成につながる取組を実施した。具体的には、地域の産官学金が集まり具体的な案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォームの形成をモデル5都市において支援するとともに、地方公共団体、地方金融機関等に対して地域プラットフォームの形成や運営に必要な情報提供等を行う「PPP/PFI地域プラットフォーム全国フォーラム」(約160名参加)の開催等を行った。これらの取組等により、「PFI事業件数」の目標を達成した。 また、平成26年度に目標未達成であった「地方公共団体へのPFI専門家派遣件数」については、内閣府ホームページによる積極的な広報、同一地方公共団体に対する複数回の派遣等の改善を行うことにより、目標を達成した。 このように、当該達成手段は本施策の目標達成に資するものであったと評価できる。</p> <p>(課題等) 本格的な人口減少社会の中で、新たなビジネス機会の拡大、地域経済好循環の実現、公的負担の抑制等を図り、経済・財政一体改革を推進するためには、様々な分野の公共施設等の整備・運営に、多様なPPP/PFI、とりわけ民間の経営原理を導入するコンセッション事業を活用することが重要である。 平成27年度秋の年次公開検証(「秋のレビュー」)において、地域プラットフォームの形成促進等を進めるよう指摘されたことや、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)において、PPP/PFIの事業規模、PPP/PFI優先的検討の仕組みの構築、地域プラットフォームの形成数等に関するKPIが設定されたことを踏まえ、多様なPPP/PFIの活用をより一層推進する必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 上記の課題を踏まえ、新たに「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げる事業規模目標や具体的な施策を積極的に推進するとともに、それらの進捗状況についてフォローアップを行っていく。</p> <p>【測定指標】 地方公共団体における案件形成を始めとする多様なPPP/PFIの推進状況を評価するため、また、「経済財政運営と改革の基本方針2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」を着実に実行するため、経済財政諮問会議において策定された「経済・財政再生アクション・プログラム」と政策評価を連携させ、平成28年度の事前分析表において、新たな測定指標として、「PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築した各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体等の数」、「地域プラットフォームの形成数」等を設定することとした。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	学識経験者からなるPFI推進委員会においてPPP/PFI推進のための施策を議論した。
-----------------	--------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済・財政再生アクション・プログラム</li> <li>・PPP/PFI推進アクションプラン</li> </ul>
---------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官 村田 有	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-------------------	--------	-------------	----------	---------

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-11(政策3-施策⑦))

政策名	経済財政政策の推進				
施策名	市民活動の促進				
施策の概要	1. 市民活動の促進を図るため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用を行う。 2. 専門分野に特化したマネジメント人材の育成により中間支援機能の強化を図るため、各専門分野におけるノウハウの移転について、調査、企画、実際の支援を実施する。 3. 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の推進に関する方策の検討や実施状況の分析、検証等を実施する。				
達成すべき目標	1. 本施策の推進により、市民活動の担い手の一つである特定非営利活動法人の活動を促す。 2. 専門性の高いマネジメント人材の育成に取り組むとともに、ノウハウ移転を受けた中間支援機能の強化を図ることで、NPO等による地域課題の解決等を継続・発展させていく。 3. NPO等が主体となった被災3県等における復興に向けた取組や被災者支援を効果的・効率的に推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	123	130	131	125
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-
合計(a+b+c)	123	130	131		
執行額(百万円)	84	113	97		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第189回国会経済演説 「市民活動の推進については、地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOの育成や寄附文化の醸成等を通じ、活力あふれる共助社会づくりを進めてまいります。」				

測定指標	1. 認定(仮認定を含む)特定非営利活動法人の認定数	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
		398法人	-	144法人	398法人	680法人	893法人	対前年度比増	
		【累計、各年度末の認定法人数(現在数)+仮認定法人数(現在数)】							
	年度ごとの目標値	/	-	-	対前年度比増	対前年度比増	対前年度比増	/	
	2. 内閣府NPOホームページのアクセス数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	未達成
		1,510,532	-	-	-	1,510,532	1,415,853	対前年度比増	
		年度ごとの目標	/	-	-	-	-	対前年度(1,510,532)比増	
	3. 参加団体のうち課題解決能力の向上が見られた団体数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		27年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成
							5団体/5団体	5団体/5団体	
【毎年度の団体数、課題解決能力の見られた団体/参加団体】		/	-	-	-	-	-	/	
年度ごとの目標	/						/		
4. NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組の支援及び被災者支援の効果的・効率的な推進		施策の進捗状況(実績) 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況について検証するとともに、NPO等が主体となった東日本大震災の被災地における被災者支援を推進するための取組等への支援を行う上での課題の整理、今後の運営力強化方策の検討等を行い、報告書を作成した。また、報告書については、各県やNPO等関係団体へ配布することで今後関係団体の活動に活用されるとともに、内閣府ウェブサイトにおいて公表し、事業の成果を広く周知することにより活用している。					目標 27年度 「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況の分析、検証等の実施及び公表、活用	達成	

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>測定指標のうち、測定指標2以外については、目標を達成することができた。 測定指標1については、平成26年度から213件の増加と大きく増えており、着実な進展を見ている。 測定指標2については、特定非営利活動促進法第72条に基づく情報提供業務として、平成26年度のホームページアクセス数の上位50ページの合計を基準値として設定し、目標値を対前年度比増と設定していたところだが、対前年度比93.7%と目標にわずかに届かなかった。 測定指標3については、「市民活動の担い手の運営力強化」の施策内容を踏まえ、定性的な指標として、事務・事業の適切な進捗を設定したところであるが、平成27年度については、実施調査のうち、「マネジメント人材育成支援に関する調査(経営戦略)」について、参加団体のうち課題解決能力の向上が見られた団体数を測定することとし、参加した5団体全てについて課題解決能力の向上が見られた。 測定指標4については、復興・被災者支援を行うNPO等の実施状況の分析等の調査を、目的に沿って適切に実施した。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>(有効性等) 測定指標1について、認定法人数(仮認定を含む)は、平成24年度の法改正後着実に増加しており、平成27年度末には約890法人となった。これは改正法の円滑な施行の結果であり、市民活動の促進を図るという施策の目標に進展が見られた。 測定指標2について、内閣府NPOホームページアクセス数の上位50ページの合計を基準値とし、目標値を対前年度比増と設定したところだが、アクセス件数の対前年度比増という目標にわずかに届かなかった。しかし、NPOホームページのトップページのアクセス件数は増えており、また「寄付月間」関連のページは、平成27年12月以降コンスタントに毎月2,000件程度のアクセスを記録しているため、寄附税制の周知に一定程度寄与したと考えられる。 測定指標3について、同調査事業ではNPO等で就労する個人を対象にマネジメント人材育成のプログラムを提供し、受講者の理解度評価の結果から、課題解決能力の定着が認められた。また、人材育成プログラムの受講対象者や団体が抱える課題等の整理が進み、今後の持続的・発展的な事業の展開に向けた道筋が明らかとなった。これらのことから、施策は達成すべき目標に有効に寄与したと考える。 測定指標4について、「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」の実施状況の分析、検証等を行い、今後の運営力強化方策の検討等をまとめた報告書が公表され、各県の行政担当者や各県で活動しているNPO等関係団体等の手に渡り活用されることで、被災3県等における復興に向けた取組や被災者支援を効果的・効率的に推進することに寄与したと考えられる。</p> <p>(課題等) 改正NPO法において、内閣府は、制度の円滑な施行、情報発信等の事務を担うこととされている。法人の半数が「収入源の多様化」を課題として挙げている中、例えば、法人の収入源の一つである寄附について、税制の優遇措置について知っている国民は22.8%にとどまっていたり、NPO法人についての情報不足が寄附行動の妨げになっていたりする状況(平成27年度特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査)を踏まえると、引き続き、積極的な情報提供に向け、ホームページの運用等について改善に努めていく必要がある。 測定指標3について、同調査事業において、マネジメント人材のみならず、NPO等における活動の発展に向けた新たな課題について報告書に記載されているところ。特に、事業の社会的価値の可視化や共有の方法について、引き続き施策の在り方や実施方法について検討を続けていく。 測定指標4について、「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」が平成27年度で終わり、平成28年度から新たに「NPO等の『絆力(きずなりょく)』を活かした復興・被災者支援事業」を開始したことから、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等をつなげる「絆力」を活かして行う復興・被災者支援の取り組みを推進することにより、NPO等が主体となった被災3県等における復興に向けた取組や被災者支援が本事業により効果的・効率的に推進するよう、引き続き本調査事業を実施していく必要がある。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】多様な主体による市民活動の促進を図るため、特定非営利活動促進法及び寄附税制の周知・運用、情報発信等を行うとともに、地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPO等の育成や組織基盤強化等のため、必要な知識やスキルについての調査及び支援を実施する。</p> <p>【測定指標】 ◆「測定指標1. 認定(仮認定を含む)特定非営利活動法人の認定数」について、法改正の趣旨を踏まえ、制度周知の結果として、測定指標として設定しているところ。法改正から4年が経過し、認定(仮認定を含む)NPO法人数は順調に推移しており、総数を把握することを目的として、今後も引き続き設定する。 ◆「測定指標2. 内閣府NPOホームページのアクセス数」について、NPO法第72条において、インターネット等の利用を通じて、情報の提供を行う措置を講ずることが記載されているところ。平成25年度指標まではトップページへのアクセス数を記載していたが、26年度指標から、ホームページアクセス数の上位50ページの合計を記載することとした。今後は、内閣府NPOホームページにおける全ページのアクセス数をカウントする「総ヒット数」を基準値として設定し、目標値を対前年度比増とすることを検討している。 ◆「測定指標3. 参加団体のうち課題解決能力の向上が見られた団体数」について、「市民活動の担い手の運営力強化」の施策内容を踏まえ、定性的な指標として、事務・事業の適切な進捗を設定し、平成27年度については、実施調査のうち、「マネジメント人材育成支援に関する調査(経営戦略)」について、課題解決能力の向上が見られた団体数を測定した。平成28年度施策の進捗目標については、これまで設定した測定指標について精査した上、評価の実施について仕様書等へ記載する。 ◆「測定指標4. NPO等が主体となった被災3県における復興に向けた取組の支援及び被災者支援の効果的・効率的な推進」については、NPO等が主体となって復興に向けた取組の支援等を行う上での課題の整理及び解決方策の検討・とりまとめを行い、報告書としてとりまとめた。NPO等が本報告書を活用することで、復興支援や被災者支援が効果的・効率的に推進されることが期待できることから、今後も引き続き、定性的な指標として当該事業の実施状況の検証を設定する。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>-</p>
------------------------	----------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○ホームページアクセス件数: ページレビュー・カウント方式を用いて測定。 ○認定特定非営利活動法人数: 内閣府NPOホームページ (<a href="https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/nintei-houjin">https://www.npo-homepage.go.jp/about/toukei-info/nintei-houjin</a>) ○市民活動の担い手の運営力強化: 内閣府NPOホームページ (<a href="https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h27-management-chousa-keieisenryaku.pdf">https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h27-management-chousa-keieisenryaku.pdf</a>) ○平成27年度特定非営利活動法人及び市民の社会貢献に関する実態調査: 内閣府NPOホームページ (<a href="https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h27_houjin_shimin_chousa_all.pdf">https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/h27_houjin_shimin_chousa_all.pdf</a>)</p>
----------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官(社会基盤担当) 笹原 顕雄 参事官(共助社会づくり推進担当) 岡本直樹	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-------------------	--------	-----------------------------------------------	----------	---------

# 平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-12(政策3-施策⑧))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	担い手の育成を通じた復興・被災者支援の推進					
施策の概要	NPO等の民間非営利組織(以下、「NPO等」という。)が主体となった東日本大震災の被災地の復興に向けた取組や被災者の支援を推進するため、NPO等の運営力強化に向けた取組に対する支援を実施。					
達成すべき目標	自立して活動できるNPO等による中・長期的な復興支援・被災者支援の継続を実現。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	260	247	234	—
		補正予算(b)	—	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	260	247	234	—
執行額(百万円)	225	233	222	—		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第189回国会経済演説 「地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOの育成や寄附文化の醸成等を通じ、活力あふれる共助社会づくりを進めてまいります。」					

測定指標	本施策により実施したNPO等の基礎的能力強化に向けた取組における達成度テストの結果	基準値	実績値					目標値	達成
		26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
		78.8				78.8	67.3	70点以上 (3県の平均)	
	年度ごとの目標値					70点以上 (3県の平均)	70点以上 (3県の平均)		
	本施策により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援に向けた実践的な取組に参画した団体の数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
26年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度		
59団体					137団体	104団体	57団体		
年度ごとの目標					60団体	57団体			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 本目標の達成手段である「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」を被災3県(岩手県、宮城県、福島県)において実施した結果、「本施策により実施したNPO等が主体となった復興・被災者支援に向けた実践的な取組に参画した団体の数」については目標を上回った一方で、「本施策により実施したNPO等の基礎的能力強化に向けた取組における達成度テストの結果」については目標を下回っており、達成と未達成が半々であるが、近い将来達成可能であるため、「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	【有効性、効率性等】 当該事業において支援したNPO等については、資金獲得・NPO会計基準等のノウハウの取得といった基礎的能力の向上が一定程度図られるとともに、人材育成・NPO間のネットワーク形成といった運営力強化が図られ、NPO等による中・長期的な復興支援・被災者支援の推進に寄与したものと考えられる。 また、被災3県において、外部有識者等で構成した審査委員会等を通じて、予算の使途等に対するチェックを実施することにより効率的な事業執行が図られたものと考えられる。 なお、当該事業の実施については、平成27年度の被災3県の平均採択倍率が2.2倍に達するなど、現場で復興・被災者支援を行うNPO等からの要望が高い状況にある。  【課題】 NPO等において取組を継続させていくために、①リスク分散に向けた助成金以外の多様な資金調達先の確保、②今後の支援を担っていく若手人材、経験豊富なシニア人材等の幅広い人材の確保、③ウェブサイト、シンポジウム等の様々な機会をとらえた情報発信、④地方公共団体、民間企業、他のNPO等の多様な関係機関・団体との連携等の充実が必要である。 なお、測定指標1については、参加者の業務経験が短い等により岩手県及び宮城県において目標を下回ったことから、全体の平均についても70点を下回った。両県に対しては、NPO等の復興支援に必要な経営能力の向上に資する講習会やセミナーを実施する際、参加者の理解促進に向けて講習、セミナーの構成や内容へ工夫を施すこと等が必要である。
	次期目標等への反映の方向性	平成27年度限りの事業である なお、「集中復興期間」が平成27年度で終了し、「集中復興期間の総括及び平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方」(復興庁:平成27年5月)及び平成27年度行政事業レビューの結果を踏まえて、「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」を再構築し、平成28年度より、NPO法人等が、被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力(きずなりよく)」を活かして復興・被災者支援を行う取組や、復興・被災者支援を行うNPO法人等の絆力を強化するための取組を支援する「NPO等の『絆力(きずなりよく)』を活かした復興・被災者支援事業」を開始した。

学識経験を有する者の知見の活用	各県において、外部有識者等で構成した審査委員会等※を開催し、公募事業の選定、進捗状況の把握、事業の評価、助言等を行った。(※ 岩手県:岩手県NPO等復興支援事業審査委員会、宮城県:宮城県震災復興担い手NPO等支援事業審査会、福島県:ふるさと・きずな維持・再生支援事業運営委員会)
-----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担当)	作成責任者名	参事官(社会基盤担当) 笹原 顕雄	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-------------------	--------	----------------------	----------	---------